

議事録 第19号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月28日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 リガチョフ E. K.

チェブリコフ V. M.

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I.

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V.

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議第1副議長 [第1副首相]

同志 ムラホフスキー V. S.

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P.

シチェルピナ B. E.

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P.

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G.

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァレフ A. G.

ソ連保健省第1次官

同志 シチェーピン O. P.

国家水文気象委員会委員長

同志 イズラエリ Yu. A.

国家水文気象委員会第1副委員長

同志 セドゥノフ Yu. S.

参謀本部第1次長

同志 ヴァレンニコフ V. I.

I. V. クルチャトフ記念

原子力エネルギー研究所副所長、アカデミー会員

同志 レガソフ V. A.

ソ連科学アカデミー準会員

同志 クンツェヴィチ A. D.

ソ連共産党中央委員会重工業・

エネルギー産業部次長

同志 フロルィシエフ V. M.

1. 破壊原子炉の密閉化に向けた計画立案並びに建設作業に関するソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議決議案について

この問題に関するバタリン、メシコフ両同志の報告を了解。

バタリン、マイオレツ、メシコフ及びアフロメエフの各同志に対し、当会議で示された意見を考慮に入れて上記決議案を仕上げ、当特別作業班定次回例会議に提出するよう委任。第4号炉の密閉化に向けた基本作業の完了を1986年9月中と見込む。

バタリン、イズラエリの両同志に対し、ソ連保健省及びウクライナ共和国科学アカデミーの専門家を交えて、放射能を含んだ水の流入を防ぐためチェルノブイリ原発の用地より北のプリピャチ川沿いに迂回水路を設ける問題について慎重に検討し、この問題に関する結論を示すよう委任。

破壊原子炉の密閉化及びチェルノブイリ原発用地からの放射性廃水の流入防止に関する計画・建設作業の組織化並びに実施について話し合う会議を、ソ連共産党中央委員会にて実施することが必要と

判断。その会議には、全ての関係省庁・機関並びに原子力発電所で作業の組織化に直接携わっている現地作業員の指導者が参加するものと見込む。

2. チェルノブイリ原発事故対策に関するウクライナ共和国科学アカデミーの覚え書について

この問題に関するレガソフ同志の報告を了解。

上記覚え書に、しかるべき根拠をもってドニエプル川の放射能汚染の危険について懸念が示されていることを指摘。ドニエプル川流域の生活水源の汚染防止並びに水道水自動取水源の稼働開始の回避に関して、この覚え書に盛り込まれた対策の大部分は、すでに当特別作業班によって検討され、その実現化に関する指示が示されている。

国家水文気象委員会に対し、実際の条件に合わせて、プリピャチ川及びドニエプル川流域の表層土壌から放射性物質が降水によって流出する速度のデータを確認し、プリピャチ川及びドニエプル川防衛の技術設備の設置計画を厳密化するため、国防省と共同でチェルノブイリ原発地区の詳細な放射能汚染図を作成するよう委任。

環境中の放射能汚染の状況を常時観測するため、チェルノブイリ原発地区にモニタリングシステムを設けることは妥当と判断。国家水文気象委員会に対し、ウクライナ共和国科学アカデミーや他の関係諸機関と共同で、その組織化をはかるよう委任。

3. 危険ゾーンからの避難民の、労働及び日常生活の基盤整備に関するソ連共産党中央委員会並びにソ連閣僚会議決議案の準備状況について

この問題に関するバタリン同志の報告を了解。

バタリン同志に対し、住居提供の具体的期日を示して、プリピャチ市から避難したチェルノブイリ原発職員の家族をキエフの他、ウクライナ共和国の他の居住地点に配置することに関する問題を、上記決議案に加えるよう委任。

ソ連国家農工委員会、ウクライナ共和国閣僚会議及びベロルシア共和国閣僚会議に対し、放射能汚染度が危険レベルに達した諸地区からの避難農家を受入れているコルホーズ及びソフホーズに、必要な生産設備を建設する、特に、家畜の越冬用施設を建設することに関する提言をとりまとめ、ソ連閣僚会議に提出するよう委任。

子ども、妊婦及び乳幼児の母親が市内から他の諸地区に避難していることを考慮しながら、ゴメリ州ブラーギン市の残っている市民の移住は行わない可能性に関する、国家水文気象委員会、ソ連保健省並びに国防省の結論を了解。(当該の結論を添付。)

4. 高放射能汚染諸地区にある建物及び設備の敷地の除染作業計画について

この問題に関するヴァレンニコフ同志の報告を了解。

チェルノブイリ原発の敷地、及びその隣接諸地区の除染作業の効率性が低いことを指摘。

国防省に対し、除染作業の効率性を高め、加速するための方策について、1986年6月4日までに当特別作業班に報告するよう委任。特別ゾーン内の施設の除染、及び市民の一時移住ゾーンへの再避難に向けた条件整備に、特段の注意を向けること。

5. チェルノブイリ原発事故の処理作業の技術文書化について

上記作業の技術文書化が、大きな科学的、実務的意義を有していることを考慮して、アフロメエフ、

マイオレツ、スラフスキーの各同志に対し、関係省庁の参加のもと、その作業の抜本的改善策をとるよう委任。その資料のとりまとめ、概括化作業は、ソ連電力エネルギー省が、中規模機械製作省と合同で行うものとする。

6．ソビエト及び外国の報道陣を対象とした、事故処理問題に関する記者会見の実施について

この問題に関するコヴァレフ同志の提言に同意。

バタリン、イズラエリ、ペトロフスキー、レガソフ、シチェーピン及びペトロシヤンツの各同志に対し、記者会見の実施を委任。イズラエリ同志に対し、上記各同志の参加のもと、基本事象及び事故処理対策に対する評価の一致をもたらすような、チェルノブイリ原発事故に関する状況の一般化モデルをとりまとめ、1986年6月2日に当特別作業班へ報告するよう委任。

7．事故被災市民の医療について

5172名が入院による検査及び治療中とのシチェーピン同志の報告を了解。うち、182名が放射線障害の診断。(そのうち、子どもが1名。)この1週間に1名が死亡。5月28日現在で、これまでの死者総数は、22名。(これに、事故の最初の段階での犠牲者2名が加わる。)

キエフ及び事故現場地区を訪問し、さらにその後、ヴォロビヨフ A．I．教授の参加を得て、ソビエト及び外国の報道陣を対象に記者会見を行いたいとするアメリカの R．ゲイル医師の要望を満たすことは可能と判断。

ソ連保健省(シチェーピン同志)に対し、子どもをピオネールキャンプの1つに参加させる可能性を検討した上で、ソ連に自身の家族を招きたいとの R．ゲイル医師の要望の実現化に向けた対応を委任。

ソ連外務省(コヴァレフ同志)に対し、R．ゲイル医師から、M．S．ゴルバチョフ・ソ連共産党中央委員会書記長に宛てたアメリカの子どもたちの手紙を受け取ることを委任。

8．事故被災者に医療支援を提供したいとの、中国の医師グループの要望について

この問題を詳細に検討し、当特別作業班次回定例会議に提言を示すよう、シチェーピン同志に委任。

N．ルイシコフ

ソ連閣僚会議総務局総務課 2 印